外来医療計画

概要

- 外来医療計画とは、医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第2項第10号の規定に基づく、医療計画における「外来 医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」を定めたものである。
- 都道府県は、二次医療圏その他当該都道府県の知事が適当と認める区域(以下「対象区域」という。)ごとに、<u>協議の場を設け、関係者との連携を図りつつ協議を行い、その結果を取りまとめ公表</u>。
- 令和元年度中に各都道府県において外来医療計画を策定し、令和2年度から取組を進めている。令和6年度以降は3年毎に外来医療計画を見直すこととしている。

外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項 (法第30条の18の4)

- ① 外来医師偏在指標を踏まえた外来医療に係る医療提供体制の状況
- <u>診療所の医師の多寡を外来医師偏在指標として可視化</u>。外来医師偏在指標や医療機関のマッピングに関する情報等、開業に当たって参考となる データを公表し、新規開業希望者等に情報提供。
- ② 外来機能報告を踏まえた「医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関」(紹介受診重点医療機関)*
- ③ 外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進
- 病床機能報告対象医療機関等が都道府県に<u>外来医療の実施状況を報告(外来機能報告)し、「地域の協議の場」において、外来機能の明確化・連</u>携に向けて必要な協議。「医療資源を重点的に活用する外来」を地域で基幹的に担う医療機関(紹介受診重点医療機関)を明確化。
- ④ 複数の医師が連携して行う診療の推進
- ⑤ 医療提供施設の建物の全部又は一部、設備、器械及び器具の効率的な活用 地域ごとの医療機器の配置状況を可視化し、共同利用を推進。
- ⑥ その他外来医療に係る医療提供体制を確保するために必要な事項

*令和4年4月施行

外来医療の協議の場(外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン)

- (区 域) 二次医療圏その他当該都道府県の知事が適当と認める区域
- (構成員) 診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者
- (その他) 地域医療構想調整会議を活用することが可能